

2021年（令和3年）7月8日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護に関することに係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について（答申）

2021年（令和3年）6月21日付けで諮問（第1076号）された生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護に関することに係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について、次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第12条第2項第4号の規定による個人情報を目的外に提供する必要性があると認められる。
- (2) 条例第12条第5項ただし書の規定による個人情報を目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり個人情報を目的外に提供する必要性及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由は、次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

静岡県駿東郡清水町長から、地方税法第20条の11の規定に基づき、生活援護課で保有する生活保護受給者情報の照会がなされた。地方税法第20条の11の規定は目的外のために提供しなければならないことが義務付けられている場合に該当せず、実施機関の裁量に委ねられている場合に該当するため、静岡県駿東郡清水町長に生活保護受給者情報を目的外に提供することについて、条例第12条の規定に基づき、藤沢市個人情報保護制度運営審議会（以下「審議会」という。）に諮問するものである。

また、地方税法第20条の11及び国税徴収法第146条の2の規定に基づく照会に対する生活保護受給者情報の目的外提供については、審議会に諮問し、包括的な取扱いが認められており（答申第892号及び第975号）、公共機関等からの照会に対する生活保護受給者情報の取扱いに関するガイドライン

(以下「ガイドライン」という。)に基づいた運用をしているが、目的外に提供することに伴う本人通知の省略についても必要性があることから、その公共性及び職務執行の必要性を考慮し、当該個人情報の取扱いに十分留意した上で、審議会への諮問の手続を個々に経ることなく、目的外に提供することに伴う本人通知の省略をすることができるものとする包括的な取扱いについて、併せて諮問するものである。

(2) 個人情報を目的外に提供することについて

ア 目的外に提供する個人情報

住所、氏名、生年月日、保護受給の有無、保護開始日、自宅及び携帯の電話番号

イ 目的外に提供する相手方

静岡県駿東郡清水町長

ウ 目的外提供の根拠規定

地方税法第20条の11

エ 目的外提供に対する実施機関の考え

(ア) 照会の法的位置づけ

本件の個人情報の目的外提供に係る照会は、地方税法第20条の11の規定に基づくものである。

地方税法第20条の11は、徴税吏員は、この法律に特別の定めがあるものを除くほか、地方税に関する調査について必要があるときは、事業者(特別の法律により設立された法人を含む。)又は官公署に、当該調査に関し参考となるべき簿書及び資料の閲覧又は提供その他の協力を求めることができる、としており、官庁・公共団体その他のものに対する照会による報告の請求権を認めたものであるが、その照会に応じなければならない拘束力はない。

しかし、本件照会は、正当な請求権を有した静岡県駿東郡清水町長によって行われるものであり、受け取った情報について守秘義務が課せられている。

(イ) 目的外に提供する必要性

今回の照会の具体的な必要性について、静岡県駿東郡清水町税務課収納係に問い合わせたところ、次のように述べている。

滞納整理業務を進める中で、生活保護を受給しているか否かの情報を把握することによって、生活状況を明らかにし、滞納整理が可能かを判断する材料のひとつとなることから、適正かつ円滑な業務遂行に必要である。

本件の目的外に提供する個人情報は、生活保護法の規定による保護に関する事務に係る個人情報であり、他の代替手段が想定し難いものである。よって、本件の目的外提供に係る個人情報の内容と趣旨等を勘案した結果、本件の照会に応じる必要があるものと判断する。なお、個人情報を提供する際には、条例施行規則第11条に定める提供を受けるものが執る措置を講ずるよう伝えるものとする。

なお、地方税法第20条の11及び国税徴収法第146条の2の規定に基づく照会に対する生活保護受給者情報の目的外提供については、審議会

に諮問し、包括的な取扱いが認められており（答申第892号及び第975号）、ガイドラインに沿った運用をしている。

(3) 個人情報を目的外に提供することに伴う本人通知の省略について

個人情報を目的外に提供する場合、当該個人情報の帰属者に対して、あらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。

しかし、本件の目的外提供は、滞納整理のために行うものであり、本人通知をした場合には、照会対象者が資産を隠す可能性があるため、当該滞納整理の遂行に支障が生じることを静岡県駿東郡清水町税務課収納係徴税吏員に確認した。

以上のことから、本人に通知しないことについて合理的理由があると認められるため、当該通知を省略することとしたい。

また、地方税法第20条の11及び国税徴収法第146条の2の規定に基づく照会に対し、合理的な理由がある場合に限り、ガイドラインに基づき、審議会への諮問の手続を個々に経ることなく、個人情報を目的外に提供することに伴う本人通知を省略することについての包括的な取扱いをする必要がある。

(4) 添付書類

ア 滞納者の実態調査について（照会）

イ 滞納者の実態調査について（回答）（案）

ウ 公共機関等からの照会に対する生活保護受給者情報の取扱いに関するガイドライン

エ 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、「1 審議会の結論」(1)及び(2)のとおり判断をするものである。

(1) 個人情報を目的外に提供する必要性について

本件照会は、正当な請求権を有した静岡県駿東郡清水町長によって行われるものであり、本件照会の具体的な必要性について、静岡県駿東郡清水町税務課収納係に問い合わせたところ、次のように述べている。

滞納整理業務を進める中で、生活保護を受給しているか否かの情報を把握することによって、生活状況を明らかにし、滞納整理が可能かを判断する材料のひとつとなることから、適正かつ円滑な業務遂行に必要である。

また、実施機関では、本件の目的外に提供する個人情報は、生活保護法の規定による保護に関する事務に係る個人情報であり、他の代替手段が想定し難いものである、としている。

以上のことから判断すると、個人情報を目的外に提供する必要性があると認められる。

(2) 個人情報を目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由について

実施機関では、個人情報を目的外に提供することに伴う本人通知の省略について、次のように述べている。

個人情報を目的外に提供する場合、当該個人情報の帰属者に対して、あらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。しかし、本件の目的外

提供は、滞納整理のために行うものであり、本人通知をした場合には、照会対象者が資産を隠す可能性があるため、当該滞納整理の遂行に支障が生じることを静岡県駿東郡清水町税務課収納係徴税吏員に確認した。

また、地方税法第20条の11及び国税徴収法第146条の2の規定に基づく照会に対し、合理的な理由がある場合に限り、ガイドラインに基づき、審議会への諮問の手続を個々に経ることなく、個人情報をも目的外に提供することに伴う本人通知を省略することについての包括的な取扱いをする必要がある。

以上のことから判断すると、個人情報をも目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

以 上